中企団特別研修会^参 の 加 中企団特別研修会



中小企業福祉事業団

適切な「残業」の運用で 残業代不払リスクから企業を守るための知識と実務

残業不払いについて、平成28年3月からハローワークの新卒求人の不受理の対象となり、さらに、平成29年5月には送検事例は原則、厚生労働省のホームページで事業主名を公表する扱いとなり、 行政の指導に対する企業リスクは年々高まっています。

裁判所においても、特に固定残業代に対して厳しく判断されており、時間外労働の対価の実質を踏み込んで判断したり、固定残業代へ変更する手続きを問題にするなどして、固定残業代の有効性を否定する判決が頻出しています。また、平成29年にはタクシーの歩合給に残業代を含める賃金体系や比較的給与の高い医者の固定残業代について最高裁判所の判決が出ています。

そこで今回の特別研修会では、監督署や裁判所の現在の未払い残業認定の傾向と是正勧告や刑事訴追への対応方法をご説明するとともに、固定残業代を有効に設計・運営するためのポイント、管理監督者の見直しの方法を中心に解説いたします。また、高度プロフェッショナル制度など今後の改正の動向についても併せて解説いたします。是非ご参加ください。

主な講義項目

- 1. 監督署・裁判所の残業代認定の傾向「是正勧告・刑事訴追への対応方法」「労働審判・訴訟での審理・和解の実態」
- 2. 固定残業代について「タクシー歩合給・医師の固定給に関する最高裁判決」「下級審裁判所の判断の厳格化」 「固定残業代の設計・運営のポイント」
- 3. 管理監督者について「管理監督者の判断の傾向」「管理監督者の見直しの方法」
- 4. 今後の改正の動向

讃師

費用

日時 10月27日(金)13:30~16:30 場所

中小企業福祉事業団 セミナールーム 東京都台東区松が谷1-3-5 JPR上野イーストビル2階

弁護士 村本 浩 氏(岩谷·村本·山口法律事務所)

大阪府出身。京都大学法学部卒業後、京都大学法科大学院に進学、その年に司法試験に合格。2007 年弁護士登録し弁護士としての道を歩む。2008 年 1 月北浜法律事務所・外国法共同事業に入所、2009 年 6 月経営法曹会議入会、2015 年 1 月に独立し、村本綜合法律事務所を開設。2016 年には、岩谷・村本・山口法律事務所に事務所名を変更。使用者側の労働事件を専門とし、労働訴訟・労働審判手続の代理、個別的労働関係紛争・団体的労使紛争への助言・代理、労務コンプライアンス意見書作成、労務デューデリジェンス等で活躍中。また、大阪労働局幹部職員に対するコンプライアンス研修、各府県の社労士会での研修、労働新聞社、エムケイシステムなどにおいて、セミナーや多数の講演を行っている。

定員 36名 定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

参加費〔1名あたり〕・DVD購入費〔送料込〕いずれも(税込) ※振込手数料はご負担ください。

常任幹事社労士 無料(出席・DVDのいずれか) ⇒ 幹事社労士高度化事業のお申し込みの先生 幹事社労士 10,800円

- DVD の発刊は平成 29 年 11 月中旬を予定しております。
- ■レジュメ・資料は、当日会場にてお渡しいたします。(DVD 購入の場合は、CD にて DVD に同梱(PDF データ))

申込方法 ⇒ 参加、DVD購入共に、下記申込書にご記入の上FAXしてください。

【参加の場合】 10月23日までにFAXにて、お申込みください。【DVD購入の場合】 FAXにてお申し込みください。
※ 参加費・DVD購入費につきましては、受付後に送信する振込要領に基づきお振込みください。

■特別研修会 参加·DVD購入申込書(10月27日(金)開催分)FAX:03-5806-0297

お申込	出席(人数 名)	· DV	′D(No.318)	いずれかに○を付してください
氏 名	幹事番号()	事務所名	
所在地				
TEL			FAX	

※出席のお申込みを頂いた方で当日ご欠席の場合は、10月26日(木)までにご連絡ください。

※ご記入いただきました個人情報は、当研修会の運営やDVDの販売、アフターフォローのために使用いたします。それ以外の目的には使用いたしません。 【お問い合わせ先】中小企業福祉事業団 事業部 IEL:03-5806-0298 Mail:info@chukidan-jp.com ※研修会 FB 運営中

